佐賀県警察組織犯罪対策要綱

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 推進体制の確立(第4条-第6条)
- 第3章 組織犯罪情報の収集、分析(第7条-第9条)
- 第4章 戦略的な組織犯罪対策(第10条-第15条)
- 第5章 組織犯罪対策の重点
 - 第1節 暴力団対策(第16条-第22条)
 - 第2節 薬物対策 (第23条·第24条)
 - 第3節 銃器対策 (第25条·第26条)
 - 第4節 国際犯罪対策 (第27条)
- 第6章 補則 (第28条・第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、 犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えること により、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって市民生活の安全と平穏を確保 するため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(基本姿勢)

第2条 組織犯罪対策を推進するに当たっては、収集した犯罪組織に関する情報を集約し、及び分析してその実態を解明するとともに、分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、当該戦略に基づき、警察が一体となって、犯罪組織に対して厳しい対決姿勢を堅持し、首領その他の主要幹部の検挙、徹底した犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等の諸対策を実施することを基本姿勢とする。あわせて、先端技術の活用等も含め、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、県民各層、関係機関、関係団体等との幅広い連携等に努めることにより、悪質・巧妙化する、又は新たに出現する犯罪組織に対して戦略的な対策を実施するものとする。また、組織犯罪は、社会・経済の変化に応じて常に変化していくものであることから、広い視野での情報の収集・分析に努め、治安の脅威となっている犯罪組織やその活動実態を的確に把握し、適時適切な対策を講ずるものとする。

(用語の定義)

- **第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団 的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体を いう。
 - (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (3) 準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を

背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、又は暴力団若しくは暴力団員 に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者 のうち暴力団員以外の者をいう。

- (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど、暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不 法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (7) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号に掲げるもの以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (8) 暴力団関係企業等 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び 特殊知能暴力集団等をいう。
- (9) 暴力団等 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会 運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。
- (10) 暴力団員等 暴力団員、準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特 殊知能暴力集団等をいう。
- (11) 準暴力団 暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する 者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団
- (12) 国際犯罪組織 来日外国人及び不法滞在外国人等によって構成された犯罪組織又は犯罪グループをいう。
- (13) 組織犯罪 組織を背景とした犯罪で、次に掲げるものをいう。
 - イ 暴力団員等によって組織的又は集団的に行われる犯罪及び薬物・銃器に関する犯罪
 - ロ 組織的又は集団的に行われる強盗事件、窃盗事件及び詐欺事件であって、 暴力団員等が関与していると認められるもの
 - ハ 社会運動等標ぼうゴロの団体によって組織的又は集団的に行われる犯罪であって、暴力団員等が関与していると認められるもの
 - ニ 国際犯罪組織による犯罪であって、暴力団員等が関与していると認められるもの
 - ホ その他組織的又は集団的に行われる犯罪であって、暴力団員等が関与して いると認められるもの
- (14) 組織犯罪情報 前号の犯罪に関する情報で、犯罪組織の実態に関するもの、 組織犯罪の取締りに資するもの及び組織犯罪対策を効果的に推進するため必要 なものをいう。
- (15) 関係所属 警務部情報管理課並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全・

少年課、サイバー犯罪対策課及び地域課並びに刑事部刑事企画課、捜査第一課、 捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに交通部交通指導課並びに警備部警備第一 課をいう。

第2章 推進体制の確立

(推進本部の設置)

- 第4条 警察本部に佐賀県警察組織犯罪対策推進本部(以下「推進本部」という。) を置く。
- 2 推進本部は、組織犯罪対策を一体的かつ効果的に推進するための総合的な施策 について検討し、その推進を図ることを任務とする。
- 3 推進本部は、推進本部長、副本部長、総括責任者及び推進員をもって構成する ものとする。
- 4 推進本部の設置に関し必要な事項は、警察本部長(以下「本部長」という。) が別に定める。

(情報官等会議の設置)

- 第5条 警察本部に情報官等会議を置く。
- 2 情報官等会議は、関係所属が保有する組織犯罪情報の交換及び集約を行い、組 織犯罪対策の推進に資することを任務とする。
- 3 情報官等会議は、推進責任者、総括情報官及び情報官をもって構成するものと する。
- 4 情報官等会議の設置に関し必要な事項は、本部長が別に定める。 (捜査員の育成)
- 第6条 関係所属の長及び警察署長(以下「関係所属長等」という。)は、暴力団対策、薬物対策、銃器対策、国際組織犯罪対策及び犯罪収益対策のそれぞれの分野において求められる技術に加え、組織犯罪情報の収集、集約及び分析の手法、組織犯罪情報管理システム等の情報技術の活用方法、主要幹部の検挙、犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等に有効な捜査手法等について、実戦的な教養を実施し、専門的な技能を有する職員を育成しなければならない。

第3章 組織犯罪情報の収集、分析

(情報の収集、分析等)

- 第7条 佐賀県警察の全部門が緊密に連携し、組織犯罪情報を収集するとともに、 収集した情報を組織犯罪対策課に集約するものとする。
- 2 刑事部組織犯罪対策課長(以下「組織犯罪対策課長」という。)は、情報官等会議又は前項により集約した組織犯罪情報について、他の情報との関連付けを図るなど所要の評価・分析を行い、その結果を関係所属及び警察署に還元するものとする。
- 3 関係所属長等は、組織犯罪情報の収集、集約及び分析に当たり、関係機関、団 体等との情報交換に努めるものとする。
- 4 関係所属長等は、組織犯罪対策を効果的に推進していくため、主要幹部の検挙、 犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等、犯罪組織に実質的に打撃を与える対策につな がる確度の高い情報の入手に努めるとともに、情報収集活動が適切に行われるよ う、組織的に検討し、これを推進しなければならない。

(警察庁への報告)

第8条 組織犯罪対策課長は、集約した組織犯罪情報のうち、組織犯罪対策に係る 全国的な戦略の立案に資する情報、組織犯罪対策に係る各都道府県警察の間の調 整に資する情報その他の警察庁が組織犯罪対策のため必要とする情報を警察庁に 報告するものとする。

(警察情報管理システム等の情報技術の活用)

- 第9条 組織犯罪対策課長は、効果的かつ効率的な組織犯罪対策を推進するため、 組織犯罪情報の収集、集約、報告、分析及び還元に当たっては、警察情報管理シ ステム等の情報技術を積極的に活用するものとする。
- 2 組織犯罪対策課長は、情報通信技術を活用するに当たって、九州管区警察局佐賀県情報通信部との緊密な連携を図るものとする。

第4章 戦略的な組織犯罪対策

(組織犯罪対策戦略の策定)

第10条 組織犯罪対策課長は、警察庁が策定する犯罪組織及びこれを支える犯罪インフラ(犯罪を助長し、又は容易にする基盤をいう。)対策の手法等の基本的考え方を記す統一的な戦略である組織犯罪対策戦略の下、組織犯罪情報の分析結果に基づき佐賀県警察組織犯罪対策戦略を策定し、これに基づき重点を定めて集中的かつ計画的に組織犯罪対策を実施するものとする。

(他の都道府県警察との連携)

第11条 組織犯罪対策課長は、佐賀県警察組織犯罪対策戦略に基づく組織犯罪対策 の円滑かつ効果的な実行を図るため、他の都道府県警察との情報交換に努めると ともに、合同・共同捜査等の捜査共助を積極的に推進するものとする。

(関係部門間の連携)

第12条 関係所属長等は、戦略的かつ組織的な組織犯罪対策を推進するため、組織 犯罪情報や効果的かつ効率的な捜査手法の共有等を図り、組織犯罪の取締りをは じめとする諸対策を連携して推進するものとする。

(関係機関、団体等との連携)

第13条 関係所属長等は、佐賀県警察組織犯罪対策戦略に基づく組織犯罪対策の実施に当たっては、情報提供、指導、広報啓発活動等による関係団体等からの協力の確保に努めるとともに、事件検挙のみならず、他の各種行政施策の推進に当たっても、関係機関の権限の発動を促すなど、緊密な連携に努めるものとする。

(県民の理解と協力の確保)

第14条 関係所属長等は、県民と警察との間の多様なネットワークを効果的に活用するなど、あらゆる機会を通じて、組織犯罪の実態、組織犯罪に対する警察の取組姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施することにより、組織犯罪を拒絶する気運の高揚を図り、組織犯罪対策への県民の理解と協力を確保するものとする。

(捜査手法等の積極的活用)

第15条 組織犯罪対策においては、犯罪組織の主要幹部の検挙、犯罪収益の剥奪、 資金源の遮断等犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、各種法令 の多角的活用を図り、装備資機材の整備及び効果的な運用を推進するとともに、 次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) コントロールド・デリバリー、譲受け捜査、通信傍受等の組織犯罪の取締り に有効な捜査手法を積極的に活用すること。

また、組織犯罪対策部門のみによる取締りに固執することなく、関係部門との連携を図ることにより、関係部門に蓄積された技術や情報を積極的に活用すること。

- (2) 犯罪組織から犯罪収益を剥奪し、その資金源を遮断するため、刑事部組織犯罪対策課が別に定める「佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱」を踏まえ、効果的な犯罪収益対策を推進すること。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第13条第1項の規定により国家公安委員会から提供された情報について、分析、関係部署への提供等を行う犯罪収益解明班の体制を確立するとともに、関係部署による主体的な活用を図ることにより、組織犯罪の取締り等に積極的に活用すること。
- (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第9条、第10条若しくは第11条又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)第6条若しくは第7条に規定する不法収益等、犯罪収益等又は薬物犯罪収益等に係る犯罪の検挙に努めること。

また、各種犯罪の捜査において、組織的犯罪処罰法第13条若しくは第16条又は麻薬特例法第11条若しくは第13条の規定による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の没収又は追徴が適切に行われるよう証拠の収集に努めるとともに、組織的犯罪処罰法第23条第1項又は麻薬特例法第19条第3項の規定による没収保全命令の請求を積極的に行うこと。

さらに、組織的犯罪処罰法第22条第1項又は麻薬特例法第19条第1項の規定による没収保全命令及び組織的犯罪処罰法第42条第1項又は麻薬特例法第20条第1項の規定による追徴保全命令について、検察官による請求が円滑に行われるよう、必要な疎明資料の収集及び提供に努めること。

このほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第31条の2の規定に基づく指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を見据え、捜査段階から必要な証拠の収集に努めること。

- (5) 組織的犯罪処罰法第3条若しくは第7条、麻薬特例法第5条又は銃砲刀剣類 所持等取締法(昭和33年法律第6号)第31条第2項若しくは第3項、第31条の 3第3項若しくは第4項若しくは第37条の規定に基づき、組織犯罪に対して適 正な刑罰が科されるよう、所要の捜査に努めること。
- (6) 組織犯罪の捜査においては、当該犯罪の組織的な背景の解明に資する証拠を 収集するため、必要な場所を徹底的かつ広範囲に捜索し、多数の関連証拠品を 差し押さえるとともに、これらの証拠品を徹底して分析すること。

第5章 組織犯罪対策の重点

第1節 暴力団対策

(実態解明の推進)

- 第16条 暴力団対策を効果的に推進するため、暴力団等の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態をはじめ、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等その組織実態の全般を解明するものとする。 (指定資料の整備)
- 第17条 組織犯罪対策課長は、暴力団対策法に基づく暴力団の指定が適切に行われるよう、指定に必要な資料を整備しなければならない。 (暴力団の取締り)
- 第18条 暴力団の取締りに当たっては、次に掲げる事項に留意して資金獲得活動に 打撃を与える取締り、人的資源に打撃を与える取締り、対立抗争事件に対する取 締り、県民に危害を与える犯罪の取締り及び暴力団関係企業等に対する取締りを 重点に推進するものとする。
 - (1) 暴力団の主要な資金源の把握に努めるとともに、これを封圧し収益の剥奪等を図るという観点から、暴力団の主要な資金獲得活動を解明し、これを担う構成員、傘下組織及び暴力団関係企業について、幅広い犯罪態様を視野に入れて資金獲得活動に伴う各種違法行為の取締りの徹底を図ること。

特に特殊詐欺については、暴力団の有力な資金源となっている実態が認められることから、これを念頭に平素から実態把握を進め、戦略的な取締りを行うこと。

- (2) 暴力的要求行為等の暴力団対策法に違反する行為の積極的な把握に努め、各種命令を迅速に、かつ、的確に発出すること。
 - 特に資金獲得を阻止する効果が高い再発防止命令を積極的に活用するなど、 命令の効果的運用を図るとともに、当該命令の遵守状況を把握し、違反行為の 徹底検挙に努めること。
- (3) 暴力団の資金獲得活動に効果的に打撃を与えるため、暴力団関係企業等については、事件検挙のみならず、各種業・取引からの排除を徹底するほか、威力利用資金獲得行為に係る不法行為について、暴力団対策法第31条の2の規定による指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及の支援、課税通報等様々な手法を駆使して暴力団の資金剥奪に努めること。
- (4) 暴力団に対する内偵体制を確立するなどして、組織の首領その他の主要幹部 に係る犯罪を徹底して掘り起こして検挙するとともに、組織犯罪に対する加重 処罰規定を積極的に適用するなどして、その長期隔離に努めること。
- (5) 暴力団の弱体化及び壊滅を図るため、暴力団員及び準構成員の大量反復検挙を図るとともに、暴力団を利用する者についても取締りを徹底すること。
- (6) 対立抗争要因の早期把握に努め、先制的検挙等によりその未然防止を図ること。事件発生時においては、事案の解明と拡大防止のため、速やかに被疑者を検挙するとともに、集団警備力による効果的な警戒活動の実施、暴力団対策法第15条の規定による事務所の使用制限命令の発出、暴力団対策法第15条の2の規定による特定抗争指定暴力団等の指定、抗争団体の暴力団員の大量集中検挙、武器の押収等による地域住民の安全の確保に努めること。また、暴力団対策法第30条の5の規定による賞揚等禁止命令の効果的運用を図るとともに、地域住

民による事務所撤去運動や暴力団対策法第31条の規定による指定暴力団の代表 者等への損害賠償責任の追及等を積極的に支援すること。

- (7) 暴力団による県民に危害を与える犯罪については、徹底した捜査により被疑者の早期検挙を図り、その全容を解明し、再発を防止すること。
- (8) 市民生活の安全に対し脅威を与え、又は暴力団との関係を背景に違法又は不当な行為を行う暴力団関係企業等に対しては、暴力団と同様に、資金獲得活動及び人的資源に対して打撃を与える取締りの徹底を図ること。

(共生者等対策)

第19条 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者(以下「共生者」という。)は、暴力団と共に健全な経済社会に寄生し、これを侵食していることから、このような共生者と暴力団との共生関係を解明し、その事件検挙を積極的に推進するほか、暴力団の排除に関する条例、公共事業や企業活動からの暴力団排除の枠組み等を効果的に活用するなどして、共生関係の瓦解を図ること。また、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者については、暴力団がその関係を利用して社会・経済に不当な影響を及ぼすおそれがあることに加え、その関係が共生関係へと変化するおそれもあることから、暴力団員に対する取締りや暴力団排除活動等を通じてその実態を的確に把握し、公共事業や企業活動からの暴力団排除の枠組み等を効果的に活用するなどして、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者を通じた暴力団の社会・経済への不当な介入や影響の抑止を図ること。

(準暴力団等対策)

第20条 準暴力団が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。これら準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、違法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納する一方、自らは風俗営業等の事業資金や他の違法な資金獲得活動の原資に充てるなどして勢力の維持・拡大を図っている状況がみられるところ、準暴力団及びこれに準ずる集団についても、部門・所属の垣根を越えた実態解明を徹底するとともに、あらゆる法令を駆使した取締りの強化を図ること。

(暴力団排除活動)

- 第21条 暴力団排除活動に当たっては、暴力団の資金源封圧及び組織拡大を防圧するため、次に掲げる事項に留意し、取締りと有機的に連動させて積極的に推進するものとする。
 - (1) 暴力団排除活動は、一般的な世論の喚起にとどまることなく、暴力団等の組織又は活動に打撃を与えるよう、取締りと有機的に連動させつつ、特定の職域や地域を対象として個別的かつ具体的に行うこと。

また、共生者等の暴力団と密接な関係にある者に対しては、事件検挙はもとより、暴力団の排除に関する条例、公共事業や企業活動からの暴力団排除の枠組み等を効果的に活用するなどして、社会に暴力団と関係を持つことが不利益につながるとの認識を浸透させ、社会全体で暴力団を排除する気運を高めること。

さらに、暴力団排除活動を推進するとともに、県民を暴力団員等による違法

又は不当な行為から守るため、警察の保有する暴力団に関する情報の積極的か つ適切な部外への提供を行うこと。

(2) あらゆる警察活動を通じて収集した資料に基づいて、営業許可、公共事業の発注等に関係する行政機関の権限の発動を促し、暴力団関係企業を許可等に係る営業、公共事業等から排除すること。

また、関係機関と連携して、公的給付及び公益事業に係る暴力団員等による 違法又は不当な行為を防止するとともに、公共施設、公営競技、露天営業等か ら暴力団等を排除すること。

(3) 暴力団員等による不当要求を受けやすい風俗営業、性風俗関連特殊営業、建設業等の営業所に対する暴排ローラー(営業所を網羅的に訪問して行う実態把握活動をいう。)を実施することにより、暴力団員等による潜在する不当要求事案を掘り起こし、その拒絶を促すなど、職域及び地域における暴力団排除活動に対する適切な支援を行うこと。

また、関係機関等と連携し、地域住民による暴力団排除活動の指導及び支援を行うことなどにより、暴力団事務所の撤去及び進出阻止並びに義理掛け行事の阻止を図ること。

(4) 暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関等又は 企業(その職員を含む。)を対象として行う違法又は不当な行為を排除するた め、佐賀県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)や弁 護士会と連携し、行政機関等、企業、業界団体、企業防衛組織等との連絡体制 の確立、職員に対する責任者講習の実施及び適時適切な支援措置等の対策を講 じること。

また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の普及に努めるとともに、各種業界団体との連携を図りつつ、契約約款等への暴力団排除条項の導入を推進するなど、暴力団等との関係遮断に取り組む企業等に対して、適切な支援を行うこと。

- (5) 少年に対する加入強要、暴力団員の脱退妨害等に対する暴力団対策法の規定による命令の発出等の措置を講じるとともに、暴力団からの離脱者に対しては、関係機関等と連携し、社会経済活動への参加を確保するための支援を行うこと。 (暴力団被害の防止、支援)
- **第22条** 暴力団による被害を防止するとともに、その被害回復を図るため、次に掲げる事項に留意して積極的に推進するものとする。
- (1) 暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境を確保するとともに、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うように努めること。なお、警察としての対応が困難であると思われる事案についての暴力相談であっても、被害者等の意向の正確な把握に努めた上で、被害者等に対して暴力団員等への対応要領の教示を行うほか、民事上の措置がとられるよう暴追センターや弁護士会に引き継ぐなどにより、被害の未然防止と被害者等の保護及び救済を図ること。
- (2) 暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、暴追センターや弁護士会と連

携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去訴訟、街頭宣 伝活動禁止の仮処分を求める訴訟等に対する支援に努めること。特に、対立抗 争等や威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対しては、暴力団対策法第31条 又は第31条の2の規定による指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追 及を積極的に支援すること。

(3) 暴力団犯罪等の被害者、暴力団排除を推進する地域住民や事業者等に対する 危害行為を防圧するため、暴力団等の動向を十分に把握し、必要な体制の確立 や資機材の有効活用により保護対策を徹底するとともに、暴力団対策法第30条 の3又は第30条の4の規定による損害賠償請求等の妨害行為の中止の命令等の 効果的運用を図ること。

第2節 薬物対策

(薬物対策の重点)

- 第23条 薬物対策においては、次に掲げる事項を重点として推進するものとする。
 - (1) 薬物の密輸・密売等を行う薬物犯罪組織に係る情報の収集に努め、関係機関との連携の下、密輸・密売事犯の徹底検挙を図るとともに、薬物犯罪組織の人・物・金に着目した捜査を進めることにより薬物犯罪組織を壊滅し、薬物の供給、薬物犯罪収益の流れ及び資金源を遮断すること。
 - (2) 薬物の需要が薬物犯罪組織の維持及び拡大を支え、また、薬物乱用が社会的に悪影響をもたらすことから、県民一人一人が薬物の有害性及び危険性に関する正しい知識を有し、かつ、薬物乱用を許さないという確固たる意志を持つことができるよう、広報啓発に努め、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を推進するとともに薬物乱用者の検挙に取り組むことにより、薬物の需要を根絶すること。

(薬物組織犯罪対策)

- **第24条** 薬物組織犯罪対策を推進するに当たっては、次に掲げる事項に留意して効果的な諸対策を推進するものとする。
 - (1) 専従班の設置等により薬物犯罪組織に対する視察内偵等を強化するとともに、第4節に掲げる事項の徹底により組織実態及び密輸・密売ルートの解明に努めること。
 - (2) 薬物の大量押収はもとより、薬物犯罪組織の中枢人物の検挙、重罰の獲得及び薬物犯罪収益の剥奪・移転防止に向けた捜査を実施し、薬物犯罪組織に人的及び資金的な面から打撃を与えるため、第15条に掲げる捜査手法等を積極的に活用すること。
 - (3) 組織犯罪対策部門による取締りに加え、地域部門等による街頭活動、生活安全部門等による相談業務等各部門による様々な活動を通じて、薬物犯罪組織を支える薬物の需要を生み出している乱用者の発見、取締りに努めるとともに、乱用者を検挙した際には、突き上げ捜査を徹底すること。
 - (4) インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯(その助長行為等を含む。)の取締りを強化するとともに、官民連携によるサイト管理者等対策を推進し、サイバー空間から薬物密売事犯を根絶すること。

- (5) 薬物犯罪組織の手口の巧妙化や乱用薬物の多様化等に的確に対応し、薬物の 密輸・密売をはじめとする薬物事犯の取締りを徹底するため、捜査指導体制及 び取締り体制の整備を図ること。
- (6) 国際的な薬物犯罪組織の壊滅を図るため、必要に応じ、外国の関係機関との緊密な情報交換を行い、国際的な捜査協力を推進すること。
- (7) 薬物の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、出入国 在留管理庁、海上保安庁等の関係機関及び航空事業者、港湾関係者等の関係団 体等との協力関係を強化すること。
- (8) 青少年等に対する薬物乱用防止教育の充実や各種キャンペーンの積極的な展開等により薬物乱用防止活動を推進するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体や地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなど、対象者の年齢や環境に応じた訴求効果の高い広報啓発活動を積極的に推進すること。

また、広報啓発活動に際しては、薬物乱用への勧誘に対する具体的な対応方法や相談窓口を教示するとともに、そのための薬物乱用防止に関する相談員の設置、相談電話の活用等を図ること。

第3節 銃器対策

(銃器対策の重点)

- 第25条 銃器対策においては、次に掲げる事項に留意して推進するものとする。
 - (1) 暴力団等の犯罪組織が組織的に管理し、又は隠匿している銃器の摘発を強化し、犯罪組織から武器を剥奪するとともに、組織の中枢の検挙に向けた突き上げ捜査を徹底し、犯罪組織の壊滅を図ること。
 - (2) 銃器の不正取引に関する情報収集及び国内外の関係機関等との連携を強化し、水際における密輸事犯並びに密売事犯及び密造事犯の摘発を徹底するとともに、これに関与する犯罪組織等及び密輸・密売ルートを解明し、国内外からの銃器の供給・流通を遮断すること。

また、インターネットを利用した銃器密売事犯等の取締りを含め、犯罪組織のみならず、一般社会への違法銃器の拡散をも念頭に置いた取締りを強化すること。

- (3) 県民一人一人が銃器の危険性及び反社会性に関する正しい知識を有し、かつ、 違法銃器及び銃器犯罪を許さないという確固たる意志を持つことができるよ う、広報啓発に努め、違法銃器及び銃器犯罪を許さない社会の形成を推進する とともに、県民からの銃器に関する情報提供等の捜査協力の確保を図ること。 (銃器組織犯罪対策)
- **第26条** 銃器組織犯罪対策を推進するに当たっては、次に掲げる事項に留意して効果的な諸対策を推進するものとする。
 - (1) 専従班を設置するなど広範な情報収集のための体制を確立し、各種事件の被 疑者、関係者等からの核心を突く情報収集活動により、犯罪組織に対する視察 内偵等を強化するとともに、拳銃110番報奨制度を活用するなどあらゆる機会 を活用して収集した銃器に関する情報の集約及び分析を行い、犯罪組織による 銃器の管理、隠匿等の実態及び密輸・密売ルートの解明に努め、組織の中枢の

検挙に向けた突き上げ捜査の徹底を図ること。

- (2) 地中拳銃検索装置等の装備資機材を有効に活用した緻密な捜索活動を徹底するとともに、波状的な捜索の実施により、違法銃器の発見に努めること。
- (3) 犯罪組織に人的及び資金的な面から打撃を与え、犯罪組織の壊滅を図るため、第15条に掲げる捜査手法等を積極的に活用すること。
- (4) 国際的な銃器犯罪組織を壊滅する観点から、必要に応じ、外国の関係機関との緊密な情報交換を行うなど、国際的な捜査協力を推進すること。
- (5) 犯罪組織の銃器隠匿の巧妙化や組織防衛の強化による情報収集の困難化に対して的確に対応し、銃器事犯の取締りを徹底するため、捜査指導体制及び取締り体制の整備を図ること。
- (6) 銃器の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、出入国 在留管理庁、海上保安庁等の関係機関及び航空事業者、港湾関係者、通信関係 業者等の関係団体等との協力を強化すること。
- (7) 民間団体と連携しつつ、キャンペーンを実施するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、各種行事等の機会を活用するなどして、 違法銃器及び銃器犯罪根絶のための広報啓発活動を積極的に推進すること。

第4節 国際犯罪対策

(国際組織犯罪対策)

- 第27条 国際組織犯罪対策を推進するに当たっては、次に掲げる事項に留意して、 国際犯罪組織の多様化や犯行の世界的な展開といった状況に対応した効果的な諸 対策を推進するものとする。
- (1) 国際組織犯罪対策においては、あらゆる警察活動を通じて、国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態をはじめ、他の国際犯罪組織や暴力団等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等その組織実態の全般を解明するとともに、関係部門における情報共有及び分析を行い、組織の基盤に打撃を与えるよう、組織実態に即した効果的な取締りを重点を定めて行うこと。

特に、様々な犯罪インフラの存在は、不法入国・不法滞在や国際犯罪組織等が犯罪を繰り返し行うことを助長し、又は容易にするものであることから、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯を積極的に検挙するとともに、これらの犯罪に関与するブローカーその他の国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び取締りを強化すること。

また、多くの不法滞在者の存在は、国際組織犯罪等の温床ともなり得ることから、出入国在留管理庁との連携により不法滞在者の摘発を推進すること。

(2) 国外逃亡のおそれがある被疑者について、迅速かつ的確な国際海空港手配等により、その国外逃亡を阻止するとともに、警察庁情報管理システムによる事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務等を活用して、指名手配被疑者等の発見・逮捕に努めること。

また、出入国在留管理庁、税関等国内関係機関と平素から積極的に情報交換を行うとともに、定期的な会議の開催や合同訓練を実施するなど、関係機関と連携した水際対策を推進すること。

(3) 世界的規模で犯罪を敢行する国際犯罪組織については、捜査が海外に波及する可能性を迅速かつ的確に見極め、警察庁を通じたICPOルート等に基づく関係国の捜査機関との捜査協力及び外交ルートや刑事共助条約(協定)等に基づく捜査共助の実施による被疑者の人定・所在地の確認、関係する証拠の取得等を行うなど、外国捜査機関との迅速な共同オペレーションを積極的に推進すること。

また、外国の関係機関からの捜査協力の依頼についても、相互主義の観点から、誠実かつ迅速に対応すること。

(4) 不法滞在者や不法滞在、不法就労等を組織的に助長する者に対する実効ある 対策を推進するため、出入国在留管理庁及び税関はもとより、各種届出の窓口 となる市町や法務局等関係行政機関との間で緊密な連携を図り、外国人犯罪の 状況等に関する情報を共有するなど、必要な協力を行うこと。

また、外国人を雇用し又は雇用することが予想される企業等に対して、不法就労を防止するための気運の醸成を図るとともに、外国人労働者の適正な管理を促すよう、不法就労防止協議会、風俗環境浄化協会その他の関係団体等と連携し、不法滞在及び不法就労防止のための指導啓発活動を効果的に推進すること。

さらに、関係行政機関等との連携の中で悪質な仲介事業者等に係る犯罪の端緒を認知した場合には、積極的な捜査を推進して検挙に努めること。

第6章 補則

(表彰)

第28条 表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労及び各種施策の推進に関する功労のみならず、犯罪組織の実態解明に関する功労、多角的な資金源対策に関する功労、適時適切な合同・共同捜査の実施に関する功労及び疑わしい取引に関する情報の積極的活用に関する功労についても、考慮するものとする。

(細目的事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、本部 長が別に定める。

附 則(平成23年佐賀県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(令和3年佐賀県警察本部訓令第14号)

この訓令は、交付の日から施行する。